



令和 8 年 8 月 7 日
不動産・建設経済局土地政策審議官部門
土地政策課

「土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議」提言 がとりまとめられました

国土交通省が令和 8 年 3 月に設置した「土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議」では、計 5 回にわたり、土地の取得やその利用等に関して現在生じている課題について、制度の整備・見直しを含めた必要な対応策を検討してきました。

この度、有識者会議の提言がとりまとめられましたので公表いたします。

1. 提言のポイント

- 各地域で不適切な土地利用が生じている実態があるが、問題が起こって深刻化してからでは遅い。また、土地利用関連法の射程から外れる「法規制の“隙間”」で問題が起こった場合には、特に対処が困難となる。
- 土地利用に関する一般法であり、かつ、早期の情報把握機能を有する国土利用計画法の特色を生かしつつ、様々な土地利用の課題に対応できるよう、土地利用の継続的なモニタリングや、不適切な土地利用に対する取引段階・利用段階を通じた指導監督を可能にするなど、制度を見直すべき。

2. 添付資料

- ・別紙 1：概要
- ・別紙 2：提言

3. 参考

「土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議」の開催状況、資料等は下記 URL（土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議 - 国土交通省）をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000134.html

＜問合せ先＞

不動産・建設経済局 土地政策審議官部門 土地政策課 野口、鎌田、林

代表：03-5253-8111（内線 30-624、30-655、30-658）、直通：03-5253-8292